

産業廃棄物処分場周辺管理等事業

産業廃棄物処分場周辺の環境保全のため、処分場の設置者が行う地域住民の生活を改善する事業や安全・安心を確保する事業などに要する経費の一部を補助します。

対象事業

- (1) 補助対象者
県内の最終処分業者又は焼却施設を保有する中間処理業者
- (2) 補助対象事業
周辺管理等が認められる処分場について、地元住民からの要望に基づき補助事業者が実施する処分場の周辺管理等環境保全に資する事業とする。
 - ① 住民の生活を改善する事業(道路の維持補修等)

補助内容

- (3) 対象経費
 - ① 道路の維持補修等に要する経費
 - ② 安全施設の整備、各種検査費用に要する経費 等
- (4) 補助率等
対象経費の2/3以内(限度額 200万円)



【問い合わせ先】

佐賀県 循環型社会推進課 企画・公共関与担当

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

電話 0952-25-7078

FAX 0952-25-7109

メール junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp